

建築物消費性能適合性判定料金表（2025.04.01～）

——令和7年4月1日以後に、新規に申請するものから適用——

第1 住宅に係る判定料金は、下表に掲げる金額とします。

特定建築物の一部又は全部の用途が住宅の場合は、当該部分について以下の金額とします。

（税込金額 単位：円）

建て方形式	分類	料金
一戸建ての住宅	下記以外の場合	55,000
	一次エネルギー消費量、外皮性能についての審査が省略できる場合（注1）	33,000
共同住宅等	下記以外の場合 基本料金+戸当たり料金（注2）	基本料金 55,000+ 5,500×対象住宅戸数
	一次エネルギー消費量、外皮性能についての審査が省略できる場合（注1）	基本料金 33,000+ 3,300×対象住宅戸数

注1）設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認と併せて申請する場合等で、一次エネルギー消費量及び外皮性能についての審査を省略することができる場合。

注2）共同住宅の場合で、共用部分の判定を申請する場合は、1,100円（一次エネルギー消費量についての審査が省略できる場合は660円）×住戸数を共用部分の判定料金とします。

第2 非住宅に係る判定料金は、下表に掲げる金額とします。

一 特定建築物の一部又は全部の用途がホテル等、病院等、集会所等、及びこれらを含む複合用途の場合は、当該部分について以下の金額とします。

（税込金額 単位：円）

評価手法	対象床面積							
	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 50,000㎡未満	50,000㎡以上
標準入力法								
主要室入力法	229,900	278,300	326,700	375,100	435,600	496,100	677,600	919,600
モデル建物法	121,000	145,200	169,400	193,600	229,900	302,500	375,100	496,100

二 特定建築物の一部又は全部の用途が上記一の用途以外の非住宅の場合は、当該部分について以下の金額とします。ただし、用途が工場等である特定建築物にあつては、()書きの金額とします。

(税込金額 単位：円)

評価 手法	対象床面積							
	300㎡ 未満	300㎡ 以上 500㎡ 未満	500㎡ 以上 2,000㎡ 未満	2,000㎡ 以上 5,000㎡ 未満	5,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満	10,000㎡ 以上 20,000㎡ 未満	20,000㎡ 以上 50,000㎡ 未満	50,000㎡ 以上
標準 入力法	108,900	157,300	205,700	254,100	314,600	375,100	435,600	617,100
主要室 入力法	(84,700)	(121,000)	(157,300)	(193,600)	(242,000)	(290,400)	(338,800)	(423,500)
モデル 建物法	84,700 (48,400)	108,900 (72,600)	133,100 (96,800)	157,300 (121,000)	193,600 (145,200)	229,900 (169,400)	254,100 (193,600)	314,600 (242,000)

第3 計画変更に係る手数料は、第1又は第2の金額の6割相当とします。ただし、評価手法の変更及び直前に係る判定が他機関で行われた場合又は評価手法を変更する場合は、第1又は第2の金額と同額とします。

第4 軽微変更該当証明書の交付に係る手数料は、第1又は第2の金額の6割相当とします。

第5 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、住宅部分に係る料金及び非住宅部分に係る料金を合算した料金とします。

第6 この規程に定めのない事項又は特別な事情によりこの規程に定める判定料金等が適当ではないと協会が判断した場合においては、協会と申請者との協議により定める額とします。

この料金表は、令和7年4月1日から適用します。

令和7年3月31日以前に当協会申請受付された建築物に対するその後の変更申請の判定料金の適用については、改正前の料金表を適用します。